

「第1回年金記録確認北海道地方第三者委員会」議事要旨

【日時】平成19年7月17日（火）13:00~14:00

【場所】札幌第1合同庁舎7階年金記録確認北海道地方第三者委員会事務局会議室

【出席者】（委員会）小田委員長、三木委員長代理、大平委員、佐藤委員、澁田委員、武田委員、千田委員、星委員、前田委員、水野委員
（委員会事務局）友利事務室長、八木澤事務室次長
（北海道管区行政評価局）小川局長、道下総務課長、稲川行政相談課長ほか

【議事次第】

- (1) 小川北海道管区行政評価局長挨拶
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長挨拶
- (4) 委員自己紹介
- (5) 委員長代理指名
- (6) 委員会の運営について（運営規則等）
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手続等について
- (9) その他

【会議概要】

- (1) 冒頭、小川北海道管区行政評価局長から、委員への辞令交付が行われた。
- (2) 小川北海道管区行政評価局長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

委員の皆様にはただいま菅大臣からの委嘱状が交付されました。まず委員をお引き受けいただいたことに対しまして心から御礼を申し上げます。また、大変お忙しい中をお集まりいただき、重ねて御礼を申し上げます。

当委員会は、既に委員の皆様も御承知のとおり、年金記録の訂正に関しまして、国民の立場に立って公正な判断を行うという趣旨で設立されたものであります。

国民の立場に立って公正な判断を委員会として下していただきたい、国民の皆様への年金に対する不安をとにかく解消していただきたい、その趣旨をよく御理解をいただきまして、御尽力を賜りたいと考える次第です。

委員に御就任いただきましたこと、重ねて御礼を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。
- (3) 小田委員が委員長に互選された。
- (4) 小田委員長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

委員長に互選されました小田でございます。委員会の発足に当たりまして、私からも御挨拶申し上げます。

年金記録確認北海道地方第三者委員会の委員長の重責を担うことになり、身の引き締まる思いがいたします。年金記録確認の問題は国民にも身近な問題で、国民の関心も極めて高く、このたびの社会保険庁の問題を通じて、年金への不信が行政への信頼低下につながっているように思います。国民の目線から公平・公正な判断を下すことで、一日も早く国民の信頼を回復していくことが当委員会の使命であると考えています。委員の皆様の御協力を得て、この職務を全うしてまいりたいと存じますのでどうぞよろしく申し上げます。

(5) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長の指名により、三木委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則が事務局から説明され、了承された。

この中で委員会は、個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も非公開とした。一方、議事要旨を作成して公開するほか、委員会開催後報道機関から求めがある場合には委員長がブリーフィングを行うこととした。

- ・ 会議での配布資料は原則非公開とするが、差し支えないものについては、委員長の判断で公開することとした。

(6) 北海道社会保険事務局から、年金記録確認の手続、社会保険庁の年金記録審査チームに提出された再調査依頼案件、年金記録の確認に関する特別相談の実施状況（平成18年8月21日～平成19年3月30日受付分）について説明があった。

(7) 次回は平成19年7月30日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

「第2回年金記録確認北海道地方第三者委員会」議事要旨

【日時】平成19年7月30日（月）13：30～15：30

【場所】札幌第1合同庁舎7階年金記録確認北海道地方第三者委員会事務局会議室

【出席者】（委員会）小田委員長、大平委員、佐藤委員、澁田委員、武田委員、千田委員、星委員、前田委員、水野委員
（北海道管区行政評価局）小川局長、稲川行政相談課長
（委員会事務局）友利事務室長、八木澤事務室次長、小野主任調査員、千葉主任調査員 ほか

【議題】

- (1) 「年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議」の結果報告
- (2) 「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」についての意見交換
- (3) その他

【会議概要】

- (1) 平成19年7月18日に虎ノ門パストラルで行われた年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議の結果について報告があった。

この中で、基本方針の基本的考えは、役所的な杓子定規な対応ではなく、国民の権利の回復を図り、虚偽の申立てには厳しく対処するものであるとの説明があった。

- (2) 基本方針について、各委員から自由に意見を求める形で議論が行われた。この中で、判断を下すための周辺事情として、国民年金でいえば、昭和30年代、40年代の年金保険料の具体的な徴収方法はどのようなものだったのかという背景事情の理解が必要になるなどの意見が出された。

次回の委員会においては、当地方委員会に転送されている申立てについて議論、審議を行うこととなった。

- (3) 次回は平成19年8月10日（月）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕